

(中間案)

資料 1-4

京都府歯と口の健康づくり 基本計画（第3次）中間案



令和〇年〇月

京都府

(中間案)

目 次

第1章 京都府歯と口の健康づくり基本計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 歯と口の健康づくりに関する基本方針	2
第3章 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施	3
(1)乳幼児期	3
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(2)学齢期	5
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(3)成人期	7
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(4)高齢期	11
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(5)障がい者（児）や介護を必要とする者	14
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(6)全ての年齢層	16
現状・課題	
対策の方向	
目標	

第4章 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等 に関する施策の実施	21
現状・課題	
対策の方向	
第5章 計画の推進体制と進行管理	24
1 推進体制	24
2 進行管理	24
ロジックモデル	25

第1章 京都府歯と口の健康づくり基本計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

歯と口の健康を保つことは、しっかりとよく噛んで食べるための基本であるとともに、生涯を通じて健康で豊かな生活を送る上で必要なことであり、また、子どもの健やかな成長を促したり、糖尿病をはじめとする生活習慣病の改善や誤嚥性肺炎などの高齢期に起こりやすい病気を防いだり、がん等の周術期の口腔機能管理などは、全身の健康につながるものであり、全ての府民にとって大切なことです。

京都府では、これまで「8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つ運動）」をはじめ歯科保健対策を「総合的な府民の健康づくり指針 きょうと健やか21」や「京都府保健医療計画」に基づき推進してきました。

さらに、平成23年8月の「歯科口腔保健の推進に関する法律」の成立を踏まえ、その基本的事項が告示されています。

平成24年12月には、府民の生涯にわたる歯と口の健康の保持・増進の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「京都府歯と口の健康づくり推進条例」（平成24年京都府条例第67号。以下「条例」という。）が公布・施行され、平成27年3月20日条例第26号、令和3年7月7日条例第22号により一部改正されました。

これらを踏まえ、本計画は、条例の基本理念に基づき、歯と口の健康づくりに関する現状と課題や対策の方向性を明確にするため、平成26年3月に策定した同計画の第3次として見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第15条の規定による施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

なお、令和6年3月に策定の「京都府保健医療計画」の歯科口腔保健・歯科医療対策部分の別冊とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、「京都府保健医療計画」の計画終期との整合性を図るため、令和6年度から令和11年度までとします。

計画名 年度	令和4年度 (調査)	5	6	7	8	9	10 (調査)	11 (目標年度)
京都府歯と口の健康づくり基本計画(第3次)								
京都府保健医療計画 歯科口腔保健・歯科医療対策								
きょうと健やか21 (第4次)								

第2章 歯と口の健康づくりに関する基本方針

条例に基づき、次の方針により総合的かつ計画的に歯科口腔保健・歯科医療対策を推進します。

1 歯と口の健康づくりを通じた健康寿命の延伸、健康格差の縮小

歯と口の健康は全身の健康にもつながることから、歯と口の健康づくりを通じ、府民の健康の保持・増進、健康寿命の延伸を図ります。また、地域格差や経済格差による健康格差の縮小を目指します。

2 歯科疾患の早期発見・早期治療

個人や地域・職域に対し、歯科疾患の予防に向けた取組を推進するとともに、生涯にわたり定期的に歯科健診を受けることにより、歯科疾患の早期発見・早期治療を促進します。

3 ライフステージに応じた知識の普及啓発による歯科疾患の予防

歯と口の健康づくりに関する知識を普及し、生涯にわたり、ライフステージの特性に応じた歯と口の健康づくりを推進します。

4 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健・歯科医療の充実

全ての府民が、適切かつ効果的な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるよう、人材育成など環境整備を推進します。

5 歯科口腔保健・歯科医療を推進するために必要な社会環境の整備

府民や保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの関係団体、地域・職域、行政などが連携し、歯科口腔保健・歯科医療の推進体制をつくります。

第3章 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

(1) 乳幼児期

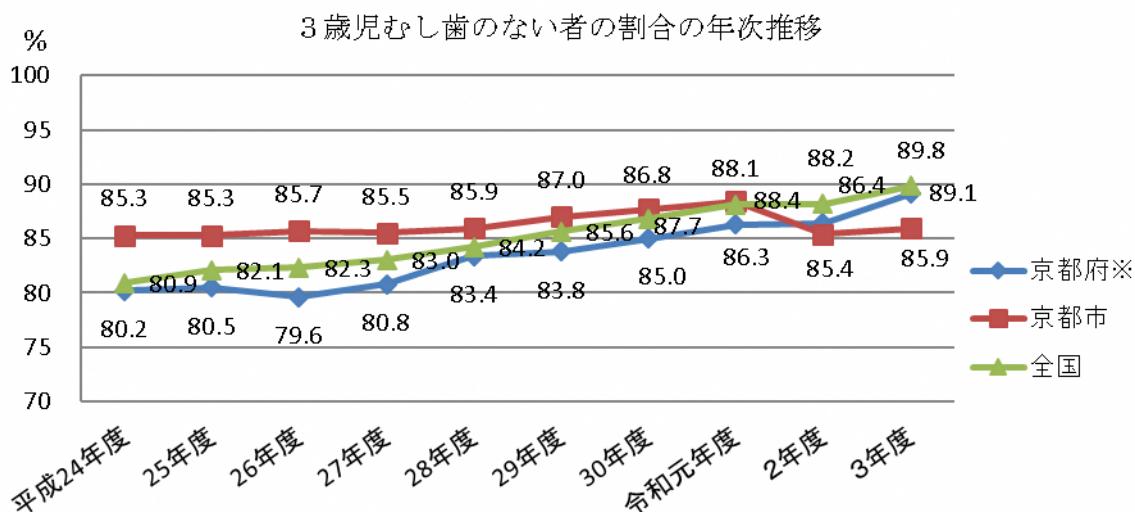
現状と課題

○むし歯予防の推進

- 府内における3歳児のむし歯の数は、フッ化物塗布の普及等により減少傾向にあり、幼児期からのフッ化物の応用が生涯のむし歯予防に有効なことを示しています。
- 幼児に対するフッ化物塗布については、令和4年度は府内26市町村のうち17市町村（京都市含む）で実施されていますが、取り組む市町村をさらに増加させる必要があります。

3歳児むし歯り患状況の年次推移

	一人平均むし歯数(本)		むし歯有病者率(%)	
	京都府※	全国	京都府※	全国
平成24年度	0.68	0.68	19.8	19.1
25年度	0.68	0.63	19.5	17.9
26年度	0.70	0.62	20.4	17.7
27年度	0.63	0.58	19.2	17.0
28年度	0.58	0.54	16.6	15.8
29年度	0.52	0.49	16.2	14.4
30年度	0.50	0.44	15.0	13.2
令和元年度	0.47	0.39	13.7	11.9
2年度	0.44	0.39	13.6	11.8
3年度	0.33	0.33	10.9	10.2



※京都市を除く

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べから算出（平成24～25年度）

厚生労働省地域保健・健康増進事業報告から算出（平成26～令和3年度）

(中間案)

○健全な歯・口腔の育成の推進

- ・乳幼児期は口腔機能（咀嚼（噛み碎く）、嚥下（飲み込む）等）の獲得時期であり、保育所や幼稚園等において、歯科疾患予防のため、子どもや保護者に対する歯科口腔保健指導が必要です。
- ・消費者庁によると、6歳以下の食品による子どもの窒息事故や歯みがき時に喉をつくなどの事故が発生しており、保護者が付き添い、気をつけるよう注意喚起しています。

対策の方向

●フッ化物塗布・洗口等によるむし歯予防の推進

- ・歯みがき習慣の確立や定期的な歯科健診の受診をはじめ、地域格差や経済格差による健康格差を縮小するため、フッ化物塗布・洗口に関する情報提供や地域、保育所、幼稚園等でのフッ化物塗布・洗口の取組の強化によりむし歯予防を推進します。

●食育の推進

- ・乳幼児期は食行動や心身機能の発達が著しく、口腔機能の獲得時期であり、正常な噛み合わせやあごの発育を促すため、バランスのとれた食事をよく噛んで食べるよう発達段階に応じた食育を推進します。

●健全な歯・口腔の育成などに関する知識の普及

- ・指しやぶりや口呼吸などが不正咬合の原因となるため、悪習癖を取り除くことや食品等による窒息事故、歯みがき時の転倒等による喉をつく事故の予防等、母子保健や子育て支援に従事する者が、日常業務の中で歯科口腔保健指導ができるよう研修等を促進します。
- ・先天性欠如、癪合歯、萌出不全、外傷、むし歯、全身疾患などによる乳歯の早期欠損に対して、適切に対応し、しっかりと噛めるよう乳歯列咬合を育成します。

目 標

項 目	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
◆ 乳幼児期		
【目標】健全な歯・口腔の育成		
3歳児でむし歯のない者の割合の増加 *1	89.1% (R3実績)	95%
3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合の減少 *1	3.0% (R3実績)	0%
フッ化物塗布に取り組む市町村の増加	16市町村	全市町村

※京都市を除く

*1：現状値は厚生労働省地域保健・健康増進事業報告から算出

(2) 学齢期（高等学校等を含む）

現状と課題

○むし歯予防の推進

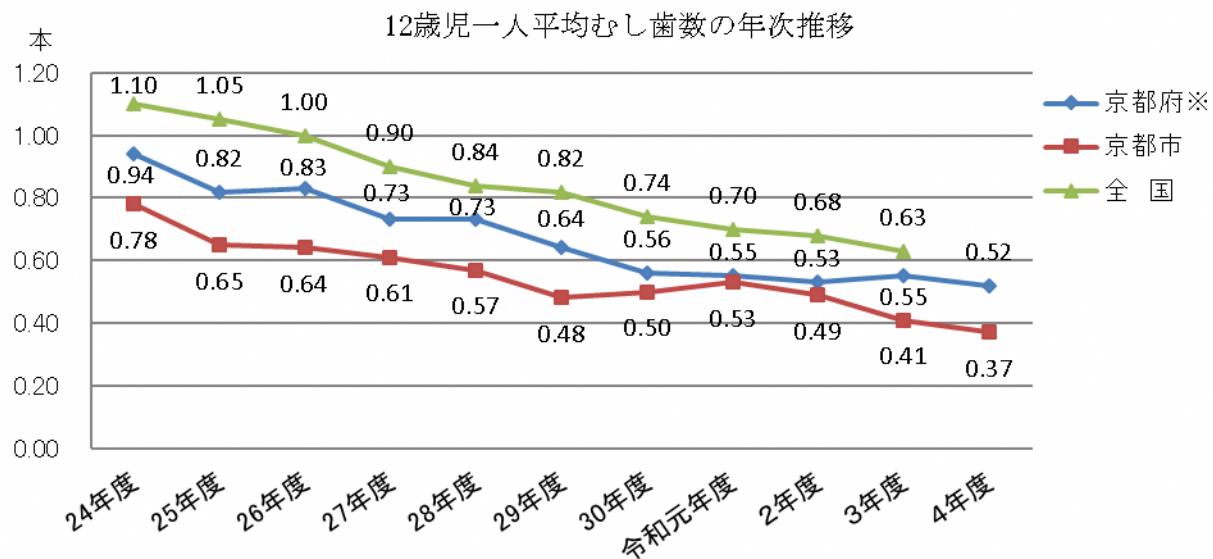
- ・小学校及び特別支援学校において、歯みがきの習慣化を図るために「歯と口の健康週間」にあわせるなど年間を通じて歯みがき巡回指導を実施しています。
- ・永久歯への生え替わりの時期であり、個々に応じた歯みがき方法を習得するなどのむし歯予防管理が必要です。
- ・府内における12歳児のむし歯の数は、フッ化物洗口の普及等により減少傾向にありますが、地域格差が生じています。児童に対するフッ化物洗口については、令和4年度は府内26市町村のうち13市町村（京都市含む）で実施されていますが、取り組む市町村をさらに増加させる必要があります。

○歯の外傷予防の推進

- ・むし歯による歯の喪失は減少していますが、運動時の歯や口の外傷により歯を喪失することがあります。

12歳児一人平均むし歯数の年次推移 (本)

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
京都府※	0.82	0.83	0.73	0.73	0.64	0.56	0.55	0.53	0.55	0.52
全国	1.05	1.00	0.90	0.84	0.82	0.74	0.70	0.68	0.63	-



※京都市を除く

京都府：京都府教育庁指導部保健体育課「京都府児童生徒の健康と体力の現状」

京都市：京都市教育委員会体育健康教育室調べ

全国値：文部科学省学校保健統計調査

(中間案)

12歳児むし歯のない者の割合の年次推移 (%)

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
京都府※	62.44	62.61	63.17	64.91	66.66	69.67	71.39	74.45	71.97	73.76
全国	58.48	60.35	62.18	64.48	65.13	67.28	68.24	70.56	71.67	-

※京都市を除く

京都府：京都府教育庁指導部保健体育課「京都府児童生徒の健康と体力の現状」

全国値：文部科学省学校保健統計調査

対策の方向

● フッ化物洗口等によるむし歯予防の推進

- ・歯みがき習慣の確立や定期的な歯科健診の受診をはじめ、フッ化物洗口に関する情報提供や学校歯科医との連携による学校でのフッ化物洗口等の取組の強化により、むし歯予防を推進します。

● 食育の推進

- ・学齢期は、乳歯から永久歯に生え替わり、口腔機能の獲得時期であり、正常な噛み合わせやあごの発育を促すため、バランスのとれた食事をよく噛んで食べるよう歯科口腔保健を通じた食育を推進します。

● 学校における歯科口腔保健指導の実施

- ・学校において、歯みがき方法の習得、歯肉炎の予防、悪習癖による歯列不正や不正咬合の予防を推進します。
- ・運動時の歯や口の外傷により歯を喪失する場合があり、マウスガードの装着の必要性等について、学校関係者、保護者、児童、生徒に対して知識の普及啓発を推進します。
- ・ネグレクト等の被虐待児は、多数のむし歯が治療されないまま放置されている場合等があり、歯科医療機関との連携や健診の機会等を通じて、児童虐待の早期発見と虐待の防止を推進します。

目標

項目	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
◆ 学齢期		
【目標】健全な歯・口腔の育成		
12歳児の一人平均むし歯数（DMFT指數）の減少*2	0.52	0.3本以下
12歳児でむし歯のない者の割合の増加*2	73.8%	85%
フッ化物洗口に取り組む市町村の増加	12市町村	全市町村

※京都市を除く

*2：現状値は京都府教育庁指導部保健体育課「京都府児童生徒の健康と体力の現状」から引用

(3) 成人期（妊娠を含む）

現状と課題

○成人層の歯周病予防の重要性

- ・成人層では、食生活の乱れや不規則な生活習慣により、むし歯や歯周病が進行するため、むし歯や歯周病の発症予防及び進行抑制が必要です。歯周病が発症する前の若年層に対して普及啓発が必要です。
- ・令和4年度京都府民歯科保健実態調査によると、80歳以上で進行した歯周炎を有する者の割合が56.8%（前回調査比：+8.9%）に増加、また、30歳代で進行した歯周炎を有する者の割合が36.7%（前回調査比：+3.7%）と増加傾向です。40歳代以上で進行した歯周炎を有する者の割合は、53.6%です。50歳代～70歳代では軽度の歯周病（健全以外）を含めると約9割が歯周病に罹患しています。
- ・令和4年度京都府民歯科保健実態調査によると、喫煙と歯周病の関係について46.1%の者が、糖尿病と歯周病の関係については51.7%の者が、「知らない」と回答しており、喫煙や糖尿病等が歯周病を悪化させる要因であること等の情報を提供する必要があります。

年代別 歯肉の所見 (CPIによる) (人)

CPIコード 年代	0	1	2	3	4	診査対象外	無回答	調査数
	健全	歯肉出血	歯石	歯周ポケット 4～5mm	歯周ポケット 6mm以上			
20歳代	41	28	44	37	5	0	0	155
	26.5%	18.1%	28.4%	23.9%	3.2%	0.0%	2.1%	100.0%
30歳代	31	22	51	47	15	0	3	169
	18.3%	13.0%	30.2%	27.8%	8.9%	0.0%	1.8%	100.0%
40歳代	52	26	62	72	33	0	1	246
	21.1%	10.6%	25.2%	29.3%	13.4%	0.0%	0.4%	100.0%
50歳代	29	17	63	81	31	1	1	223
	13.0%	7.6%	28.3%	36.3%	13.9%	0.4%	0.4%	100.0%
60歳代	27	24	46	82	51	5	1	236
	11.4%	10.2%	19.5%	34.7%	21.6%	2.1%	0.4%	100.0%
70歳代	28	16	55	118	64	10	3	294
	9.5%	5.4%	18.7%	40.1%	21.8%	3.4%	1.0%	100.0%
80歳以上	10	11	19	41	26	10	1	118
	8.5%	9.3%	16.1%	34.7%	22.0%	8.5%	0.8%	100.0%
全体	218	144	340	478	225	26	10	1,441
	15.1%	10.0%	23.6%	33.2%	15.6%	1.8%	0.7%	100.0%

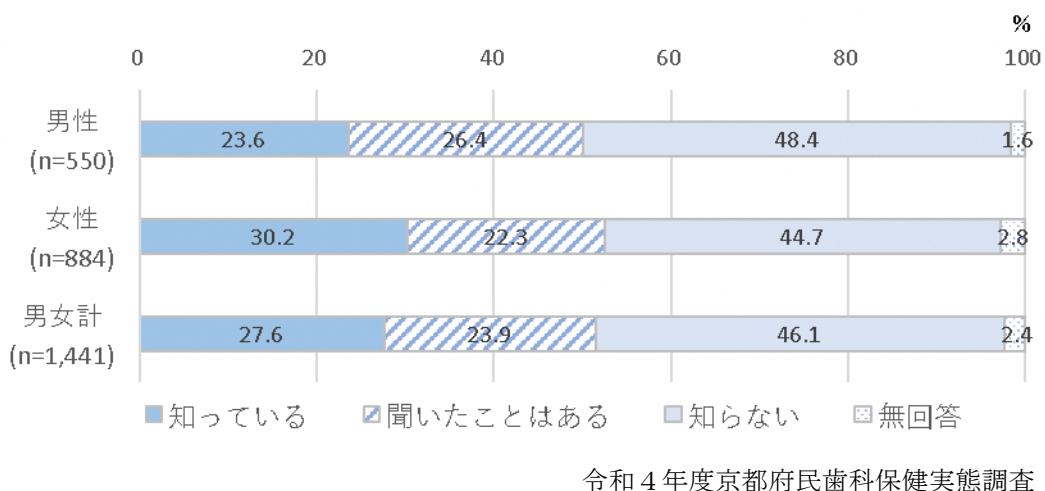
令和4年度京都府民歯科保健実態調査

※CPI (Community Periodontal Index) : WHO が開発した歯周疾患を評価するための指数

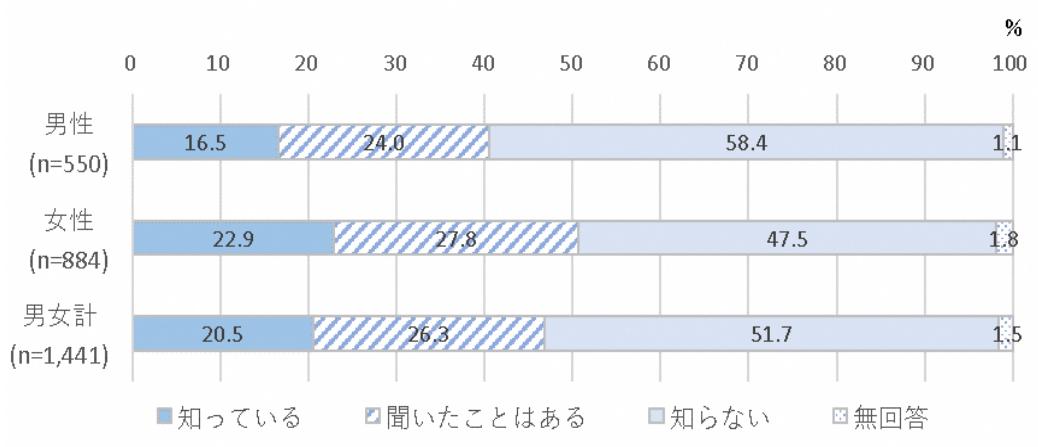
※歯周ポケット : 深くなった歯と歯ぐきの間の溝のこと。歯周ポケットの深さは歯周病の目安となる。

(中間案)

喫煙と歯周病の関係についての知識



糖尿病と歯周病の治療効果についての知識



○歯科健診（検診）の重要性

- 令和4年度京都府民歯科保健実態調査によると、20歳以上で過去1年間に歯科健診を受けたと回答した人は66.5%であった。また、健康増進法に基づく歯周疾患検診を実施する市町村は14市町村にとどまり、受診者も少ない。受診率を上げるためにには、その重要性を啓発するとともに、歯科健診を受ける機会が少ないと対し、定期的に歯科健診を受ける機会を提供する必要があります。

(中間案)

市町村における歯周疾患検診の実施状況

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
受診者数(人)	1,831	2,116	1,982	1,900	1,968
実施市町村数	11	12	12	14	14

※京都市を除く

厚生労働省地域保健・健康増進事業報告及び京都府健康対策課調べ

○妊娠婦の歯科疾患の予防

- ・妊娠期はホルモン等内分泌機能の生理的変化や生活習慣の変化等により、むし歯や歯周疾患が悪化しやすい時期です。進行した歯周病を有する妊婦では低体重児出産や早産となる危険性が高くなるため、歯科健診や歯科口腔保健指導等を推進する必要があります。
- ・歯科治療を受ける場合は、定期的な妊娠5～7ヶ月（16～27週）の受診を推進します。

対策の方向

●歯科健診受診者の増加促進

- ・40歳代で進行した歯周炎・未処置歯を有する者の割合を減少させるため、むし歯の未処置歯が多い20～30歳代から、地域・職域において、生涯にわたる定期的な歯科健診の受診を促進します。
- ・定期的な歯科健診の受診啓発、歯科疾患予防や口腔がんの早期発見のための受診機会の提供を推進します。

●歯科疾患予防のための知識の普及

- ・歯周病と糖尿病、喫煙、早産・低体重児出産、脳卒中、心筋梗塞、メタボリックシンドローム等の関連性をはじめ、誤嚥性肺炎、口腔がん等に関する知識の普及啓発を行います。

●妊娠婦に対する歯科健診・歯科口腔保健指導を実施する市町村の増加

- ・妊娠期には歯科疾患が発症しやすい状況となるため、歯科健診や歯科口腔保健指導の実施を推進し、歯科疾患の母子感染予防等の知識を普及します。

●食育の推進

- ・20～30歳代では、食生活の乱れや不規則な生活習慣等によりむし歯や歯肉炎が増える時期であり、食生活の改善や歯と口の健康に関する知識の普及啓発等を支援し、食育を推進します。
- ・妊娠期は、胎児の歯胚の形成が始まり、健全な成長のために栄養摂取が重要な時期であり、母子の生涯にわたる歯と口の健康づくりの基盤を確保するため、食育や栄養指導等の充実を推進します。

(中間案)

目 標

項目	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
◆ 成人期（妊産婦である期間を含む）		
【目標】むし歯予防による健全な口腔状態・機能の維持・向上		
20歳以上における未処置歯を有する者の割合の減少	34.0%	25%
40歳(35～44歳)の未処置歯を有する者の割合の減少	42.5%	25%
60歳(55～64歳)の未処置歯を有する者の割合の減少	32.9%	25%
【目標】歯周病予防による健全な口腔状態・機能の維持・向上		
20歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	27.1%	20%
30歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	36.7%	30%
40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	42.7%	35%
50歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	50.2%	45%
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	56.4%	50%
40歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少	53.6%	45%
【目標】生活の質の向上に向けた健全な口腔状態・機能の維持・向上		
50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加	58.8%	70%
60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	57.2%	70%
「オーラルフレイル」の言葉や意味を知っている者の増加	10.3%	25%
【目標】歯の喪失の防止		
40歳(35～44歳)で喪失歯のない者の割合の増加	68.5%	75%
40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合の減少	18.8%	10%
60歳(55～64歳)で24本以上の歯を有する者の割合の増加	80.6%	85%
【目標】歯科健診の受診の機会及び実施体制の整備		
20歳以上で過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	66.5%	75%
妊産婦に対する歯科健診・保健指導に取り組む市町村の増加	14市町村	全市町村

※京都市を除く

○現状値は令和4年度京都府民歯科保健実態調査の統計値

(4) 高齢期

現状と課題

○喪失歯の増加を防止

- ・令和4年度京都府民歯科保健実態調査によると、一人平均喪失歯数は70歳代では7.2本、80歳以上では10.8本であり、40歳以上では、経年的には喪失歯数は改善していますが、80歳以上では喪失歯が急増しています。
- ・高齢期においては、治療が困難な根面う蝕により歯を喪失することがあります。
- ・令和4年度京都府民歯科保健実態調査では、70歳代における進行した歯周炎を有する者の割合が61.9%（前回調査比：+0.3%）であり、年代別にみると、最も多くなっています。また、80歳以上における進行した歯周炎を有する者の割合が56.8%（前回調査比：+8.9%）に増加しています。

性別・年代別 一人平均喪失歯数 (本)

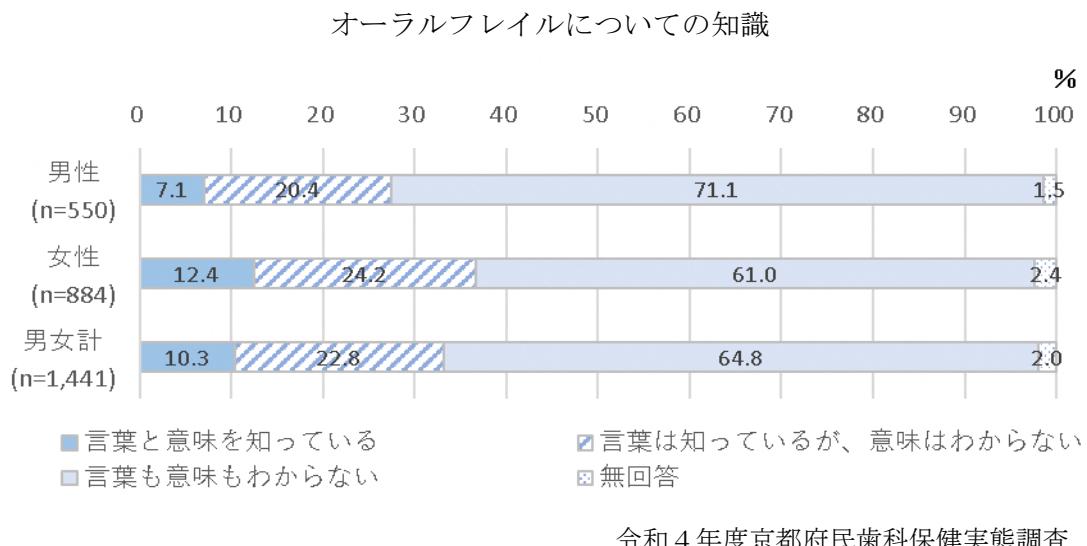
	令和4年度			平成28年度			平成23年度		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
20歳代	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	0.3
30歳代	0.4	0.3	0.5	0.5	0.3	0.6	0.7	0.7	0.7
40歳代	0.9	1.2	0.8	1.0	1.2	1.0	1.3	1.4	1.2
50歳代	1.6	2.1	1.3	2.5	2.7	2.3	3.0	3.5	2.8
60歳代	4.5	5.5	3.8	5.3	5.8	5.0	5.7	5.4	5.9
70歳代	7.2	7.2	7.0	7.7	9.0	6.9	8.2	9.1	7.6
80歳以上	10.8	9.9	11.3	12.0	11.7	12.2	17.1	16.1	17.7
全体	3.6	3.8	3.4	3.6	4.0	3.4	4.1	4.6	3.8

京都府民歯科保健実態調査

○オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上

- ・薬や老化の影響により唾液分泌量が減少し、口腔内の自浄作用が低下、摂食や嚥下等の口腔機能が低下し、誤嚥性肺炎や低栄養を起こしやすくなるため、口腔機能管理、口腔ケア及び摂食嚥下リハビリテーションを行う体制の整備を推進する必要があります。
- ・オーラルフレイル予防（口腔機能の維持）が、認知症、低栄養などのフレイル（虚弱）予防に関係しているため、早期に口腔機能の維持・向上を推進する必要があります。

(中間案)



○高齢者施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施

- ・高齢者の入所施設等での口腔機能検査も含めた歯科健診や口腔衛生管理を実施する機会を増加させる必要があります。

対策の方向

●歯の喪失を予防

- ・歯と口の健康は全身の健康にもつながることから、高齢期に応じた歯科健診を実施し、口腔機能訓練や歯の喪失部位を義歯等で補うなど歯科口腔保健に関する知識の普及を行い、咀嚼機能の改善と口腔機能の維持・向上を図ります。

●オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上による介護予防の推進

- ・高齢者においては、歯の喪失に加えて、オーラルフレイルや口腔機能低下症等の影響で、お口の機能が衰え、噛む力や飲み込む力が低下し、食事が摂りにくい、発音がしにくいなどの症状が現れるため、誤嚥性肺炎予防や低栄養改善に対して継続的な口腔の健康管理が重要です。また、在宅・施設等における療養中の高齢者の口腔機能の維持・栄養改善のため、多職種の連携を推進します。
- ・高齢者サロンや通いの場等において、フレイル予防の支援を推進します。口腔ケア、運動、栄養改善等を組み合わせた「京都式介護予防総合プログラム」を活用し、介護予防を推進します。

●高齢者への食育・食支援の推進

- ・加齢による機能減退が原因となる誤嚥性肺炎や窒息の予防に考慮した食べ方（食品の物性、食物形態等）の普及を推進するとともに、フレイル（虚弱）の予防・改善のため低栄養を予防し、生活機能を維持するためのバランスのとれた栄養状態が保てるよう食育・食支援を推進します。

(中間案)

●高齢者施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施

- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設等では、協力歯科医療機関と連携し、定期的な歯科健診や口腔衛生管理の実施を推進します。
- ・介護職員に対して、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を実施します。

目 標

項目	現状値	目標値
令和4年度	令和11年度	
◆ 高齢期		
【目標】歯周病予防による健全な口腔状態・機能の維持・向上		
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	56.4%	50%
40歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少	53.6%	45%
【目標】生活の質の向上に向けた健全な口腔状態・機能の維持・向上		
50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加	58.8%	70%
60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	57.2%	70%
「オーラルフレイル」の言葉や意味を知っている者の増加	10.3%	25%
【目標】歯の喪失の防止		
80歳(75~84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	57.7%	65%
【目標】歯科健診の受診の機会及び実施体制の整備		
20歳以上で過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	66.5%	75%
後期高齢者に対する歯科健診・保健指導に取り組む市町村の増加	17市町村	全市町村

※京都市を除く

○現状値は令和4年度京都府民歯科保健実態調査の統計値

(5) 障がい者（児）や介護を必要とする者

現状と課題

○障がい者（児）や要介護者等の歯科保健医療・口腔衛生管理

- 通院が困難な障がい者（児）や在宅療養者、認知症の者等の要介護者は、口腔ケアが不十分になりやすく、むし歯、歯周疾患による歯の喪失、誤嚥性肺炎などの危険性が懸念されるため、これらの者に対する訪問歯科診療、口腔衛生管理及び摂食嚥下リハビリテーションを行う体制の整備を推進する必要があります。
- 令和4年度京都府民歯科保健実態調査では、口腔衛生管理が誤嚥性肺炎の予防に効果があることについて、51.9%が「知らない」と回答しています。

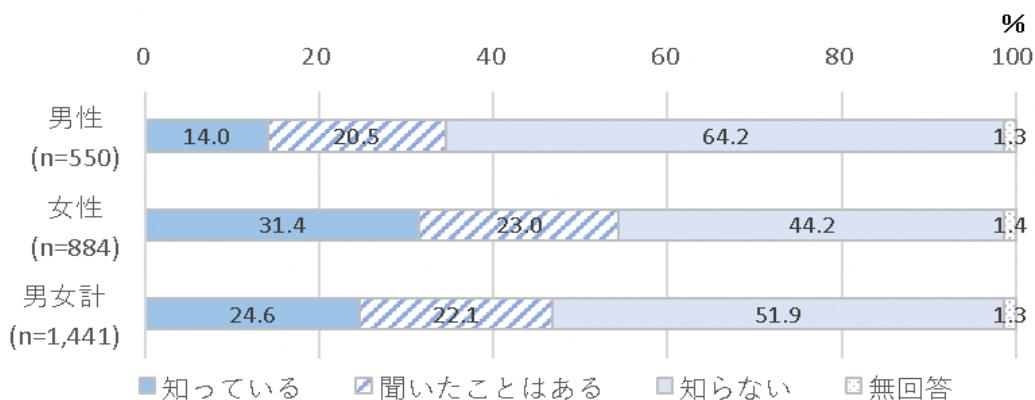
○障がい者（児）施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施

- 障がい者（児）施設等での歯科健診や口腔衛生管理を実施する機会を増加させる必要があります。

○障がい者（児）歯科診療拠点の整備

- 主に京都府歯科医師会歯科サービスセンター中央診療所において、診療を行っていますが、患者の受診間隔が長くなるなどの課題があります。
- 北部の障がい者歯科診療拠点として、京都府歯科医師会、関係市町村等と連携し、福知山市において、平成26年11月から診療を開始しています。

口腔ケアと誤嚥性肺炎の予防の関係についての知識



令和4年度京都府民歯科保健実態調査

対策の方向**●障がい者（児）や要介護者の歯科保健医療・口腔衛生管理の充実**

- ・障がい者（児）や医療的ケア児、入院患者、在宅療養者、介護施設・社会福祉施設等の通所者・入所者などに対する在宅歯科医療、障がい者歯科医療、誤嚥性肺炎予防のための口腔衛生管理の充実、研修等による医療従事者の人材育成及び口腔機能の維持・向上の必要性についての啓発を推進します。

●医療・保健・福祉の連携による歯科保健医療・口腔衛生管理の推進

- ・自己での口腔衛生管理が困難な者に対して、地域包括ケアシステムにより歯科医師、医師、歯科技工士、歯科衛生士、薬剤師、看護師、管理栄養士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー等介護従事者と家族等が連携し、口腔機能管理を行う体制の整備を推進します。

●障がい者（児）施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施

- ・障がい者支援施設等での定期的な歯科健診や口腔衛生管理の実施を推進します。
- ・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では、協力歯科医療機関と連携し、定期的な歯科健診や口腔衛生管理の実施を推進し、歯科医療従事者による口腔衛生管理だけでなく、施設職員による日常の口腔ケアが実施できるように施設職員等への研修を推進します。

●障がい者（児）歯科診療体制の充実

- ・歯科治療が必要な障がい者の治療が行えるように治療後の口腔衛生管理を地域の協力歯科医療機関と連携するなどの体制整備を推進します。

●食育・食支援の推進

- ・生涯を通じて口から食べることができるよう、医療、保健、福祉、介護等が連携し、口腔機能管理、食支援を行う体制整備を推進します。

目 標

項 目	現状値		目標値 令和11年度	
	令和4年度	令和11年度		
◆ 障害者（児）・要介護高齢者				
【目標】定期的な歯科健診・歯科医療の推進				
障害者支援施設及び障害児入所施設での過去1年間の歯科健診実施率の増加	84.6%	90%		
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科健診実施率の増加	42.9%	50%		

※京都市を除く

○現状値は令和4年度京都府民歯科保健実態調査の統計値

(6) 全ての年齢層（共通）

現状と課題

○歯と口の健康づくりを推進

- ・乳幼児期や学齢期の子どものむし歯は、フッ化物の応用等により減少傾向にあります。
- ・小学校及び特別支援学校において、歯みがきの習慣化を図るために「歯と口の健康週間」にあわせるなど年間を通じて歯みがき巡回指導を実施しています。
- ・成人期や高齢期においては、令和4年度京都府民歯科保健実態調査によると、
 - 一人平均現在歯数は、各年代別において横ばいであるが、80歳以上では1本増加しています。
 - むし歯の未処置歯が20～40歳代で多く見られ、最も多いのは40歳代男性であり、一人平均未処置歯は2.0本、次いで20歳代男性の1.6本です。
 - 20歳以上の成人全体では軽度の歯周病を含めると約75%が歯周病に罹患しており、経年にみても改善がみられていません。性別でみると、「歯周ポケットが4mm以上」の者は、女性が46.4%で、男性が53.8%であり、男性のほうがやや多い状況です。
- ・事業所等の従業員を対象に、働き盛り成人層の歯周病予防啓発を実施してきましたが、実施数が限られています。

経年・男女別・年代別 一人平均現在歯数 (本)

	令和4年度			平成28年度			平成23年度		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
20歳代	28.5	28.9	28.3	28.9	29.3	28.7	28.8	28.9	28.8
30歳代	28.6	28.7	28.6	28.5	28.8	28.4	28.3	28.7	28.2
40歳代	27.6	27.6	27.7	27.9	28.0	27.9	27.5	27.5	27.5
50歳代	26.9	26.3	27.3	26.3	26.2	26.4	25.6	25.2	25.8
60歳代	24.0	23.4	24.5	23.2	22.8	23.4	22.9	23.5	22.5
70歳代	21.2	21.4	21.3	20.6	19.4	21.4	20.2	19.5	20.7
80歳以上	17.4	18.6	16.8	16.4	16.7	16.1	11.3	12.3	10.8
全体	25.0	25.0	25.1	25.1	24.8	25.2	24.6	24.3	24.8

京都府民歯科保健実態調査

(中間案)

性別・年代別 一人平均未処置歯数 (本)

	令和4年度			平成28年度			平成23年度		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
20歳代	1.2	1.6	1.0	2.9	3.1	2.8	1.9	2.8	1.6
30歳代	1.2	1.1	1.3	1.6	2.2	1.2	1.5	2.5	1.1
40歳代	1.3	2.0	0.8	1.2	1.5	1.1	1.1	1.1	1.1
50歳代	0.7	0.6	0.8	0.9	1.2	0.8	1.1	1.4	1.0
60歳代	0.8	1.2	0.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.9	0.9
70歳代	0.7	0.8	0.6	0.9	1.2	0.7	0.9	0.8	0.9
80歳以上	0.7	0.6	0.8	1.1	1.8	0.8	1.4	2.0	1.1
全体	0.9	1.2	0.8	1.2	1.4	1.1	1.2	1.4	1.1

京都府民歯科保健実態調査

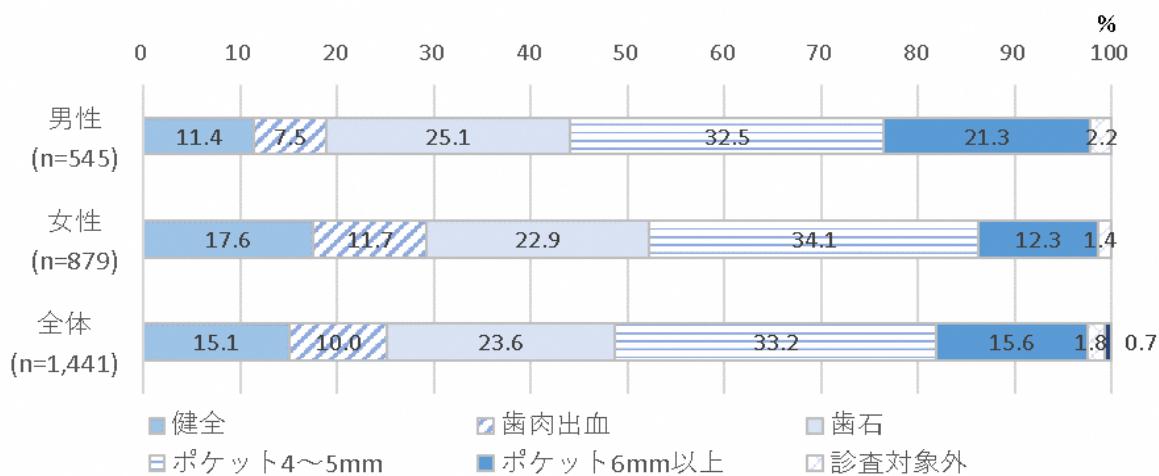
年代別 進行した歯周炎 (CPI コード 3, 4) を有する者の割合 (経年推移)

(%)

	令和4年度	平成28年度	平成23年度
20歳代	27.1	28.8	23.0
30歳代	36.7	33.0	36.1
40歳代	42.7	44.4	41.3
50歳代	50.2	49.6	56.0
60歳代	56.4	55.8	62.9
70歳代	61.9	61.6	57.4
80歳以上	56.8	47.9	42.0
全体	48.8	47.9	48.1

京都府民歯科保健実態調査

歯肉の所見 (CPI による)

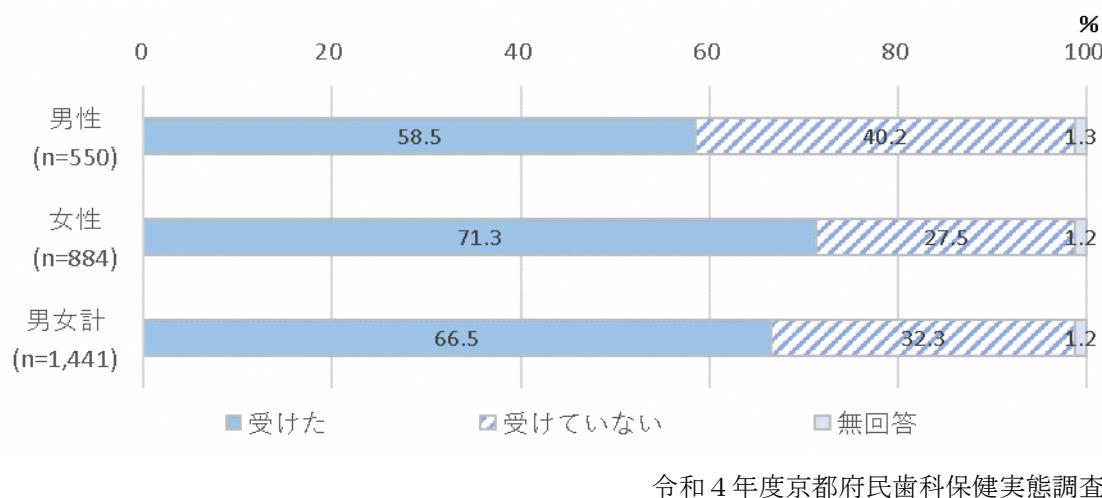


令和4年度京都府民歯科保健実態調査

○歯科健診の重要性

- ・乳幼児期においては、母子保健法により1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査が行われています。
- ・学齢期においては、学校保健安全法により毎学年定期的に健康診断が行われていますが、大学生等の歯科健診は任意となっています。
- ・成人期・高齢期においては、令和4年度京都府民歯科保健実態調査によると、20歳以上で過去1年間に歯科健診を受けたと回答した者は66.5%（前回調査比：+12.8%）であり、性別にみると、「受けた」は女性が71.3%、男性が58.5%であり、男性の受診者が少ない状況です。
- ・高齢期においては、健康寿命の延伸のため、咀嚼機能や嚥下機能等を評価する歯科健診等により介護予防、フレイル予防を推進する必要があります。
- ・受診率向上のためには、その重要性を啓発するとともに、歯周病は自覚しにくい疾患であることから、歯科健診を受ける機会が少ない者に対し、定期的に歯科健診を受ける機会を提供する必要があります。

定期的な歯科健診の受診状況



対策の方向

●歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発

- ・歯科疾患の予防や「8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つ運動）」を推進するため、歯科口腔保健に関する情報の提供や知識の普及啓発を行います。

●歯科疾患予防・重症化予防の推進

- ・むし歯の未処置歯が最も多いのは40歳代男性であり、一人平均むし歯数は2.0本、次いで20歳代男性で1.6本という状況であり、30歳代で進行した歯周炎を有する者の割合が36.7%（前回調査比：+3.7%）に増加しており、歯科疾患が発症する前の若年層に対する普及啓発を推進します。

(中間案)

●歯科健診受診者の増加

- ・医療保険者等と連携し、地域・職域における歯科健診の実施、歯科口腔保健の普及啓発を促進します。
- ・歯科疾患の予防、歯科疾患や口腔がんの早期発見のため、定期的な歯科健診の受診啓発及び受診機会の提供を推進します。
- ・各府民がかかりつけ歯科医をもつことを推進します。

●食育の推進

- ・正しい姿勢で食事をし、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」を展開するなど、肥満や糖尿病などの生活習慣病を予防・改善するため、各ライフステージに応じた食育・食支援を推進します。

目 標 (再掲)

歯と口の健康づくりに関する指標一覧

項 目	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
◆ 乳幼児期		
【目標】健全な歯・口腔の育成		
3歳児でむし歯のない者の割合の増加 *1	89.1% (R3実績)	95%
3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合の減少 *1	3.0% (R3実績)	0%
フッ化物塗布に取り組む市町村の増加	16市町村	全市町村
◆ 学齢期		
【目標】健全な歯・口腔の育成		
12歳児の一人平均むし歯数（DMFT指数）の減少 *2	0.52	0.3本以下
12歳児でむし歯のない者の割合の増加 *2	73.8%	85%
フッ化物洗口に取り組む市町村の増加	12市町村	全市町村
◆ 成人期（妊娠婦である期間を含む）・高齢期		
【目標】むし歯予防による健全な口腔状態・機能の維持・向上		
20歳以上における未処置歯を有する者の割合の減少	34.0%	25%
40歳(35～44歳)の未処置歯を有する者の割合の減少	42.5%	25%
60歳(55～64歳)の未処置歯を有する者の割合の減少	32.9%	25%
【目標】歯周病予防による健全な口腔状態・機能の維持・向上		
20歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	27.1%	20%
30歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	36.7%	30%
40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	42.7%	35%
50歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	50.2%	45%
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	56.4%	50%
40歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少	53.6%	45%

(中間案)

【目標】生活の質の向上に向けた健全な口腔状態・機能の維持・向上		
50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加	58.8%	70%
60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	57.2%	70%
「オーラルフレイル」の言葉や意味を知っている者の増加	10.3%	25%
【目標】歯の喪失の防止		
40歳(35~44歳)で喪失歯のない者の割合の増加	68.5%	75%
40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合の減少	18.8%	10%
60歳(55~64歳)で24本以上の歯を有する者の割合の増加	80.6%	85%
80歳(75~84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	57.7%	65%
【目標】歯科健診の受診の機会及び実施体制の整備		
20歳以上で過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	66.5%	75%
妊娠婦に対する歯科健診・保健指導に取り組む市町村の増加	14市町村	全市町村
後期高齢者に対する歯科健診・保健指導に取り組む市町村の増加	17市町村	全市町村
◆ 障害者（児）・要介護高齢者		
【目標】定期的な歯科健診・歯科医療の推進		
障害者支援施設及び障害児入所施設での過去1年間の歯科健診実施率の増加	84.6%	90%
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科健診実施率の増加	42.9%	50%

※京都市を除く

○現状値は令和4年度京都府民歯科保健実態調査の統計値

*1：現状値は厚生労働省地域保健・健康増進事業報告から算出

*2：現状値は京都府教育庁指導部保健体育課「京都府児童生徒の健康と体力の現状」から引用

第4章 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施

現状と課題

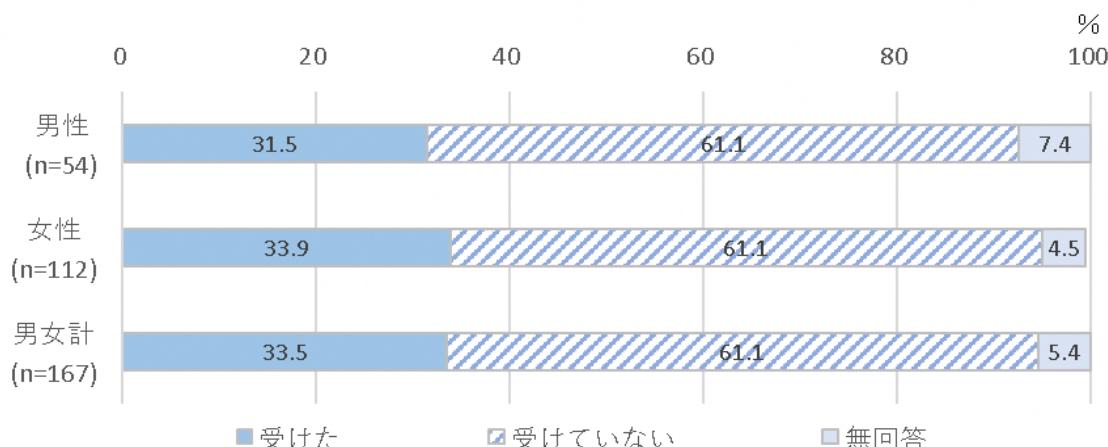
○歯科口腔保健に携わる人材の育成及び資質の向上

- ・在宅療養者への歯科保健医療などニーズが多様化しており、対応できる人材の育成が必要です。

○歯科・医科・薬局等との連携の必要性

- ・歯周疾患は歯の喪失原因となるだけでなく、全身の健康に関係するため歯と口の健康が重要です。糖尿病、心筋梗塞、脳卒中や認知症などに罹患している患者に対する歯科医療について、歯科と医科・薬局等との連携が必要です。
- ・がんをはじめとする疾病的手術療法等における合併症予防や術後の早期回復のため、周術期の口腔機能管理を行うなどの歯科と医科や病院歯科とかかりつけ歯科との連携も必要です。

がん等の手術等を受けた際の口腔ケアの状況



令和4年度京都府民歯科保健実態調査

○大規模災害時（感染症まん延時等を含む）における歯科口腔保健・歯科医療のための体制整備の必要性

- ・平成25年12月に「災害時の歯科医療救護の実施に関する協定書」を京都府歯科医師会と締結し、「災害時歯科医療救護マニュアル」（平成27年1月）を作成しました。
- ・避難生活等における口腔内の不衛生等により、誤嚥性肺炎の発症等が増加するため、二次的な健康被害を予防する必要があります。
- ・緊急時の歯科診療体制の整備や歯科口腔保健のための活動ができる人材の育成が必要です。

対策の方向**●人材育成等**

- ・歯科医療等業務に従事する者や介護従事者等に対する情報の提供や研修の充実を図るとともに、人材育成のための体制づくりなど環境整備を推進します。

●歯科と医科・薬局等との連携の推進

- ・誤嚥性肺炎の予防や糖尿病等の生活習慣病患者の歯周疾患予防や治療にあたり、歯科と医科・薬局等の連携をはじめ、食事療法等の栄養管理など多職種の連携を推進します。
- ・がん患者等の周術期において、歯科と医科や病院歯科とかかりつけ歯科等との連携を図り、口腔機能管理を推進します。終末期のがん患者の口腔機能管理を推進します。また、退院後も継続した口腔機能管理が行われるよう歯科と医科・薬局等の連携や体制整備を推進します。
- ・教育研究機関や歯科医療等業務従事者等の協力を得ながら、歯と口の健康づくりに関する研究を促進します。

●在宅歯科医療の充実

- ・在宅歯科医療を行うための人材育成及び地域包括ケアシステムにおける在宅等での歯科医療のニーズを把握し、京都府歯科医師会が運営する口腔サポートセンターを在宅歯科医療連携拠点として活用し、円滑に在宅歯科医療が受けられるよう多職種連携を推進します。

二次医療圏ごとの訪問歯科診療届出診療所数

圏域	歯援診1	歯援診2	歯訪診	歯科 診療所数
丹後	1	0	30	36
中丹	1	15	50	83
南丹	0	9	36	52
京都・乙訓	40	86	501	849
京都市	37	76	457	778
	3	10	44	71
山城北	8	8	133	177
山城南	1	7	30	52
京都府(市除く)	14	49	323	471
京都府(全体)	51	125	780	1,249

近畿厚生局届出受理医療機関名簿（令和5年8月1日）から集計

【施設基準に係る届出】

歯援診1：在宅療養支援歯科診療所1

歯援診2：在宅療養支援歯科診療所2

歯訪診：歯科訪問診療料の注13に規定する基準

●大規模災害時（感染症まん延時等を含む）における歯科口腔保健・歯科医療のための体制整備

- ・歯科口腔保健の保持のため、大規模災害時の歯科医療資源の確保、人材育成・確保等、速やかに口腔ケア等の対応が行えるよう歯科保健医療の提供体制を整備します。

●口腔保健支援センターの設置・運営

- ・口腔保健支援センター*を設置し、歯科疾患の予防・重症化予防、歯と口の健康格差の縮小のため、総合的かつ計画的に歯科保健医療の充実に向けた取組を推進します。

*：歯科口腔保健の推進に関する法律に規定された都道府県等が設置するセンター

●京都府民歯科保健実態調査の実施

- ・歯科口腔保健の推進状況や本計画の指標等を適切に評価するため、おおむね6年ごとに京都府民歯科保健実態調査を実施します。

●府民運動の推進

- ・府民の関心と理解を深めるため、よい歯の日、歯と口の健康週間及びいい歯の日記念週間を設け、啓発イベントなど府民運動を展開します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

府民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの施策や取組との適切かつ効果的な連携を図りつつ、行政機関はもとより、歯科医師会をはじめとする関係団体の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口の健康づくりを推進します。

府は、歯と口の健康づくりに関する関係団体等との十分な連携が図れるよう、行政、歯科医師、医師、歯科技工士、歯科衛生士、管理栄養士などの保健医療関係者、産業保健関係者、介護福祉関係者、教育保育関係者、その他の歯と口の健康づくりに関わる様々な立場の委員で構成する「京都 8020 運動推進協議会」を母体として「京都歯と口の健康づくり推進協議会」を設置・運営します。

2 進行管理

計画の実施に当たっては、「京都歯と口の健康づくり推進協議会」の意見を聴きながら、毎年度、計画の進捗状況を点検し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて対策の方向の見直し等の進行管理を行います。

(中間案)

ロジックモデル

